

1. 介護報酬に係る費用 (利用者負担1割分または2割分)							
項目	要介護状態区分	体制等	報酬	金額(10割)	1割負担額	2割負担額	
① 基本額	I 型 (従来型個室)	要介護1	夜間勤務体制基準型	557 単位	5,971円	(598円)	(1,195円)
		要介護2		625 単位	6,700円	(670円)	(1,340円)
		要介護3		695 単位	7,450円	(745円)	(1,490円)
		要介護4		763 単位	8,179円	(818円)	(1,636円)
		要介護5		829 単位	8,886円	(889円)	(1,778円)
	II 型 (多床室)	要介護1	夜間勤務体制基準型	557 単位	5,971円	(598円)	(1,195円)
		要介護2		625 単位	6,700円	(670円)	(1,340円)
		要介護3		695 単位	7,450円	(745円)	(1,490円)
		要介護4		763 単位	8,179円	(818円)	(1,636円)
		要介護5		829 単位	8,886円	(889円)	(1,778円)
② 加算額	初期加算	入所から30日以内の期間	1日につき	30 単位	321円	(33円)	(65円)
	外泊時費用	月6日を限度	1日につき	246 単位	2,637円	(264円)	(528円)
	精神科医師定期療養指導加算	月2回以上行われている場合	1日につき	5 単位	53円	(6円)	(11円)
	若年性認知症入所者受入加算	対象者のみ	1日につき	120 単位	1,286円	(129円)	(258円)
	看護体制加算(Ⅰ)	一定要件を満たす看護職員の配置	1日につき	4 単位	42円	(5円)	(9円)
	看護体制加算(Ⅱ)			8 単位	85円	(9円)	(17円)
	夜勤職員配置加算(Ⅲ)	夜勤を行う職員の数が、最低基準を1名以上回り、喀痰吸引等の実施が出来る職員を配置している場合	1日につき	16 単位	171円	(18円)	(35円)
	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ	介護福祉士を60%以上配置	1日につき	18 単位	192円	(20円)	(39円)
	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ	介護福祉士を50%以上配置	1日につき	12 単位	128円	(13円)	(26円)
	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	常勤職員を75%以上配置日につき		6 単位	64円	(7円)	(13円)
	日常生活継続支援加算	1)一定数の介護福祉士配置、2)新規入居者の要介護度4~5の割合が70%以上、3)喀痰吸引・経管栄養の割合が15%以上等	1日につき	36 単位	385円	(39円)	(77円)
	栄養マネジメント加算	栄養ケア計画書の作成	1日につき	14 単位	150円	(15円)	(30円)
	療養食加算	対象者のみ	1日につき	6 単位	64円	(7円)	(13円)
	口腔衛生管理体制加算	歯科医師又は歯科衛生士が介護職員に対する口腔ケアの普及及び指導を行った場合	1ヶ月につき	30 単位	321円	(33円)	(65円)
	口腔衛生管理加算	対象者のみ	1ヶ月につき	90 単位	964円	(97円)	(193円)
	経口移行加算	対象者のみ	1日につき	28 単位	300円	(30円)	(60円)
	経口維持加算(Ⅰ)	歯科医師の指示に基づき、経口維持計画書を作成し、栄養管理を行った場合	1ヶ月につき	400 単位	4,288円	(429円)	(858円)
	経口維持加算(Ⅱ)	食事観察及び会議等に、歯科医師等が加わった場合、経口維持加算に加え算定	1ヶ月につき	100 単位	1,072円	(108円)	(215円)
	看取り体制介護加算(Ⅰ)	(1)死亡以前4日以上30日以下	1日につき	144 単位	1,543円	(155円)	(309円)
		(2)死亡日以前2日又は3日	1日につき	680 単位	7,289円	(729円)	(1,458円)
		(3)死亡日		1280 単位	13,721円	(1,373円)	(2,745円)
	看取り体制介護加算(Ⅱ)	(1)死亡以前4日以上30日以下	1日につき	144 単位	1,543円	(155円)	(309円)
		(2)死亡日以前2日又は3日	1日につき	780 単位	8,361円	(837円)	(1,673円)
		(3)死亡日		1580 単位	16,937円	(1,694円)	(3,388円)
	退所時等相談援助加算	退所前、退所後訪問相談援助加算	1回につき	460 単位	4,931円	(494円)	(987円)
		退所時相談援助加算	1回限り	400 単位	4,288円	(429円)	(858円)
		退所前連携加算	1回限り	500 単位	5,360円	(536円)	(1,072円)
	在宅復帰支援機能加算	対象者のみ	1日につき	10 単位	107円	(11円)	(22円)
在宅・入所相互利用加算	対象者のみ	1日につき	40 単位	428円	(43円)	(86円)	
生活機能向上連携加算	外部の理学療法士と連携し、リハビリを行う場合	1ヶ月につき	200 単位	2,144円	(215円)	(429円)	
再入所時栄養連携加算	退院時に病院の管理栄養士と連携し、栄養管理を行う場合	退院時1回	400 単位	4,288円	(429円)	(858円)	
排せつ支援加算	排泄に要する支援計画書の作成	1ヶ月につき	100 単位	1,072円	(108円)	(215円)	
褥瘡マネジメント加算	褥瘡ケアに要する支援計画書の作成	1ヶ月につき	10 単位	107円	(11円)	(22円)	
低栄養リスク改善加算	低栄養の利用者に対して計画書を作成し、栄養改善を行う場合	1ヶ月につき	300 単位	3,216円	(322円)	(644円)	
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)		1月につき		A × 10.72円 = B円 (金額)		B円 - 9割または - 8割 = 利用者負担分	
* 利用者負担の計算方法	①②の計算による1ヶ月のサービス合計単位数 + 介護職員処遇改善加算Ⅰの単位数 × 10.72円(川崎市の地域加算) - 9割または - 8割(少数点以下切捨て) = 利用者負担(1割分または2割分)ただし、金額は小数点以下切捨てなので多少の誤差が出ます。						

2. その他の費用 (利用者負担10割分)

居住費 1日につき	従来型個室 (室料+光熱水費相当)		1,300円																		
	多床室 (光熱水費相当)		1,110円																		
食費 1日につき	(食材料費+調理費相当)		1,650円																		
<p>居住費及び食費について、利用者世帯の所得による利用者負担段階が第1段階から第3段階迄の利用者が負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している額が負担限度額になります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">利用者負担</th> <th colspan="2">居住費</th> <th rowspan="2">食費</th> </tr> <tr> <th>個室</th> <th>多床室</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1段階</td> <td>320円</td> <td>0円</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td>第2段階</td> <td>420円</td> <td>370円</td> <td>390円</td> </tr> <tr> <td>第3段階</td> <td>820円</td> <td>370円</td> <td>650円</td> </tr> </tbody> </table>				利用者負担	居住費		食費	個室	多床室	第1段階	320円	0円	300円	第2段階	420円	370円	390円	第3段階	820円	370円	650円
利用者負担	居住費		食費																		
	個室	多床室																			
第1段階	320円	0円	300円																		
第2段階	420円	370円	390円																		
第3段階	820円	370円	650円																		
教養娯楽費(希望により参加するクラブに係る材料代等)			実費																		
健康管理費(利用者の希望により実施するインフルエンザ予防接種代等)			実費(予防接種 3,500円位)																		
事務代行手数料(希望する場合)			1ヶ月につき 2,000円																		
理美容代(希望する場合)			1回につき 1,000円																		
<p>日用品費(身の回り品について個別で施設での提供を希望する場合)</p> <p>歯磨粉(1本)100円 洗顔・手洗用石鹸(1個)100円 歯ブラシ(1本)200円 ティッシュ(1箱)100円</p> <p>ウェットティッシュ(1箱)400円 タオル各種(1本)250円 綿棒(50本入り)150円</p> <p>* 上記によらず、常時提供を希望する場合 1日80円</p> <p>* 施設での提供を希望しない場合、身の回り品はご持参願います。</p>																					
3. 介護保険運営基準外の費用 (利用者負担10割分)																					
趣味・嗜好品、外注食・喫茶室の飲食代			実費(喫茶代250~500円位)																		
私物洗濯代(クリーニング代)			実費(市場価格相当)																		
個人の希望者を対象にした行事に係る費用			実費(公共交通機関相当額)																		

※おむつ代、日常生活上最低限必要な日用品費は介護報酬に係る費用に含まれます。